

## 満洲国統治機構における宣伝・宣撫工作

清水 亮太郎

### 【要約】

本稿では、「満洲国」（1932-45年）における宣伝・宣撫工作を主題として、種々の文書資料の検討を通じ、関東軍による占領地統治計画、満洲国の成立までに在満民間人団体が果たした役割、建国後の当該政策の展開等について分析、検証した。その結果、当初の関東軍の構想、および事変直後からの在満日本人の活動、そして建国後の宣伝工作と、満洲の地域特性が適合的であったことが、13年間余にわたりある程度安定的な満洲国の統治を可能にした大きな要因であったという仮説を提示した。

まず本論の前提として、関東軍および当時の日本人が満洲という地域をどのように捉え、いかなる目的のもとに占領、そして統治することをめざしたのか、について検討した。具体的には関東軍によって1930年から31年にかけて作成された、最初期の満蒙領有計画について検討した。そのうえで、関東軍の当初の占領地統治計画には、人民が太平を享受する「自由の楽土」というユートピア的理想と一種の軍事的合理性を追求する現実主義的な側面が同居していたことを示唆した。

次に満洲青年連盟、大雄峰会など満洲日本人（民間人）の団体が、建国工作において果たした役割について論じた。彼らは事変発生直後から関東軍参謀部に囑託として加入した。その大きな貢献は、各地域における戦後処理であり、中国と欧米の合弁鉄道の復旧、各地における宣撫工作であった。それらを通じて各県城（県中心都市）において中国人協力者を獲得することとなった。県城における有力者のギルドである商会、農会に協力者を見出し、建国工作の基盤としたことは彼らの大きな貢献であった。

満洲国建国後については、国家としての統治機構の特徴を述べ、そのなかで情報機構の形成、展開について検討した。建国前にさまざまな団体により行われた宣撫・宣伝工作は、日系官吏の拠点である総務庁弘報処として制度化された。

最後に満洲国の地方行政と情報機構の関係を分析した。建国以来、地方行政の重点は治安の維持、民心の安定を図ることであった。治安維持の方策は、武力討伐（治票工作）、政治工作（治本工作）、宣伝工作（思想工作）に分類された。1937年頃には治安肅正工作が一定の効果を上げ、武装闘争はほぼ制圧された。その一方、中国共産党の策動は熾烈化し、ゲリラ戦を行うとともに執拗な宣伝で民心を攪乱した。こうした状況下で、治安工作は宣伝・宣撫工作に大きく依存することとなった。

はじめに

本稿は、「満洲国<sup>1</sup>」（1932-45年）の統治機構における宣伝・宣撫工作について検証することを目的としている。満洲事変前後から建国過程、および初期の満洲国における宣伝・宣撫工作の展開、そして満洲国において当該政策を実施する機構の形成について論じる。

満洲国を対象とする政治・法制関連の先行研究は、概して乏しいといわれてきたものの<sup>2</sup>、近年では総務庁中心主義など国家機構の特徴、満洲国にわたった革新官僚など日本官僚制との関係、また台湾、朝鮮など他の植民地との関係、そこでの統治人材の移動などに関する研究が提出されている。

軍事分野における先行研究においては、満洲事変、「匪賊」討伐、終戦時の対ソ戦等の関東軍の軍事行動の経過、政策決定過程における陸軍省部との交渉などに関心が向けられてきた。たとえば関東軍に関する代表的な業績である『戦史叢書 関東軍』は、「いわゆる政略指導の分野に関係が深い問題にはことさら触れず、記述の焦点を平時状態における作戦準備並びに国境紛争と、大東亜戦争最後の段階におけるソ軍の侵攻に対する防衛作戦の三者<sup>3</sup>」に限定している。

本稿はこうした隣接する専攻領域ではこれまで十分に検証されてこなかった、統治・支配の一環としての宣伝・宣撫工作について、満洲国におけるその位置づけ、役割、実態などについて検討する。また建国以前および建国工作過程における関東軍および在満日本人の活動に関しても必要に応じて言及することにした。

## 1 在満日本人の満洲社会観と建国工作

### (1) 関東軍の占領地統治計画

宣伝・宣撫工作の展開について検討する前提として、関東軍および当時の日本人が満洲という地域をどのように捉え、いかなる目的のもとに占領、そして統治することをめざしたのか、について触れておきたい。

関東軍において板垣征四郎とともに満洲事変を主導した石原莞爾は、1929年7月、佐久間亮三主計大尉らに満洲の占領地統治計画の研究を命じた。30年暮れには概成し、幕僚

---

<sup>1</sup> 以下、煩雑を避けるため括弧は付さない。「匪賊」等の現在使用されない用語についても初出に限り括弧を付す。

<sup>2</sup> 山室信一「『満洲国』の法と政治一序説」『人文学報』第68号（1991年3月）130頁。

<sup>3</sup> 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉』（朝雲新聞社、1969年）「まえがき」。

全員による討議を経て31年6月から7月にかけて完成した。現存する史料「満洲占領地行政ノ研究<sup>4</sup>」はその総論部分であり、その「緒言」において、天然資源の開発によって長期戦のための兵站基地とするという構想が明確に現われている<sup>5</sup>。すなわち「戦争ニヨリテ戦争ヲ養フ」ため、「占領地ヨリ吸収スル資源財源ノ有効ナル利用ニヨリテ全般ノ戦争ヲ有利ニ進展セシムルコトヲ図リ以テ成ル可ク帝国自体ヲシテ疲弊セシムルコトナク長期ノ戦争ヲ遂行スル」基盤を築くことをめざすとされた。

住民の統治については、その前提としての現状の政治に対する批判が強く現われている。満洲の政客軍閥は、動乱の渦中に吸引され経費と人力を空費し、さらに貪官汚吏が介在して私腹を肥やすことに汲々とした。このため住民は天恵の土地に居住しながら文化の恵沢に浴さず、常に苛斂誅求と匪賊の脅威とを受け、憐憫の情に堪えないとされたのである。

占領後は面目を一新して、「公正ナル善政」となり民衆の経済的負担は漸次減少し、産業、交通の発展が促進されることは、朝鮮、関東州の実例に照らして間違いないと述べられている。

この占領統治計画は、先行研究において関東軍の政治思想を知るための手がかりとして検討されている。すなわち、彼らは日本の国内状況に強い不満を抱き、内戦と軍閥による悪政に苦しんでいた満洲の民衆の悲惨な状況の中に、政党政治と資本主義のもとで苦しんでいた日本民衆と相通ずるものを発見した。こうして満洲民衆の福祉の問題が計画の中で重要な意味を持つに至ったというのである<sup>6</sup>。

このような思想的立場に「民族協和」という格好の表現を与えたのは、在満日本人の団体である満洲青年連盟であった。これは現地に根を張り独力で地歩を築いた「満洲二世」が生み出したものであった<sup>7</sup>。しかし総力戦遂行のための基盤獲得という関東軍の軍事構想を踏まえれば、民衆の福祉をめざすユートピア的な善政主義の主張を字義どおりに解することは困難である。むしろこうした理念は、次に見る建国にいたる過程で現実的なものとなっていったと考えられる。それは当初の満蒙領有論が独立国家論へと転換する過程でもあった。

4 「片倉衷史料」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）所収。なお各論部分は戦後片倉が焼却したという。

5 以下、引用は「満洲占領地行政の研究」。

6 緒方貞子『満洲事変—政策の形成過程』（岩波書店、2011年）339頁。

7 日本近代史料研究会編『片倉衷氏談話速記録』上巻（1982年）112頁。田中秀雄『石原莞爾と小澤開作—民族協和を求めて』（芙蓉書房出版、2008年）17頁。

## (2) 民族協和と王道

先行研究によれば、文化的統治の名のもとに行われた関東州の統治は、中国人の希薄な国家意識と地方自治の伝統を根拠としていた。この伝統的な中国社会観を否定する運動が排日運動として満洲に波及しはじめたのである。この事態に対して危機感を覚えた在満日本人は、民族協和と王道主義という戦略を生み出した。民族協和とは、中国ナショナリズムのたかまりに対抗しつつみずからの生存権を確保するための「心情論理」であり、張学良の圧政によって満洲在住の諸民族は等しく生存権を蹂躪されていると訴えるものであった<sup>8</sup>。

その一方、王道主義は、力を原理とする霸道に対置され、民意を尊重した徳治の必要を説いたものであり、君主の地位の正統性は天命の発現としての民意におかれ、民意を喪失した君主は易性革命の対象となる。政治理念として王道主義の理論化を試みた橘 樸<sup>たちばなしらき</sup>は、孫文の述べる王道は「仁義道徳」という抽象的な内容にとどまっていると批判して、中国の思想、社会生活と切離すことができないひとつの文化現象ではあるが、西洋のデモクラシーのような展開を示さなければ、到底近代中国人の思想と結びつくことができないと論じた。そして、地方分権的組織を通じて直接に民衆の福利を図るということであれば、連省自治、あるいは孫文が考えたような県自治を実現することで、王道主義の精神を生かすということも可能であると考えた<sup>9</sup>。

この王道主義は、満洲国建国の「受胎工作」ともいわれる、張学良に対抗する奉天分治派の首領、袁金鎧、于冲漢の引き出し工作にあたって説得、懐柔の根拠を提供した。満洲事変後、関東軍は奉天において袁金鎧を委員長、于冲漢を副委員長とする地方維持委員会を発足させ、1931年11月6日には国民政府および張学良政権との断交宣言に際して両者に署名させた。他方、中国人協力者のもうひとつの拠点となったのが、関東軍の意向を受けて、11月10日に組織された自治指導部である。部長となった于冲漢はまた、満洲における保境安民のための独立国家建設を求め、王道主義の実現を出慮の条件とした<sup>10</sup>。この自治指導部は、中西敏憲ら青年連盟メンバーが、板垣征四郎から新たな統一政権が確立するまでの間、地方各県が一日も早く秩序を回復し、治安を維持し、それぞれ独立して「細胞的に生きて行くような方法」を考えてもらいたいと依頼され、奉天特務機関（関東軍司令部付）の花谷正などとも協議の上考案したものであった<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> 平野健一郎「満洲事変前における在満日本人の動向」『国際政治』第43号（1970年12月）67頁。

<sup>9</sup> 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）259頁。

<sup>10</sup> 山室信一『キメラ 増補版』（中央公論社、2004年）82-91頁。

<sup>11</sup> 中西敏憲「自治指導部創設の回顧」宮内勇編『満洲建国側面史』（新経済社、1942年）63-64頁。

自治指導部本部には、地方に派遣される指導員を訓練するため、多数の在満日本人が集結した。この自治指導部の主導権を握ったのが、大雄峰会である。笠木良明の主催する在満日本人団体で、20歳代の帝国大学卒業者が多く、仏教的精神主義にもとづく、日本内地の革新と大アジア主義をめざしていた。同様に、満洲事変に際して重要な活動を行った団体が、満洲青年連盟である。成員の大部分は、30歳代前半、専門学校、私立大学卒業程度であり、満鉄職員がその主導的存在であった。大雄峰会が自治指導部の主勢力となったのに対して、鉄道付属地を中心に約3,000名の会員を擁した青年連盟は、山口重次、小澤開作らの幹部が関東軍にともない、前線での宣撫工作に従事することで、関東軍参謀との関係を深めたとされる<sup>12</sup>。

彼らは関東軍参謀部の嘱託として工作に従事し、その人員は最終的に74名に及んだ。関東軍の政略を青年連盟が一手に担うことを自負し、その成果に板垣、石原らは高い評価を与えた<sup>13</sup>。「満洲事変機密政略日誌」（片倉日誌）9月23日の条に、「23日夜青年連盟の運動を合流せしむ」という記述があり、この時期に参謀部との提携が行われたことを指していると思われる<sup>14</sup>。その主な成果とは、中国資本の鉄道復旧、県域における農会、商会の有力者に対する協力の働きかけ等であった。山口らの認識によれば、農会、商会（農務会、商務会という記述もある）は、屯、村、郷、県の各レベルに「ピラミッド型」に存在し、県農（商）会はその頂点に位置した<sup>15</sup>。商会は商人中の有力者、巨商等からなるギルドで、その地方の全商業の統制機関であると同時に、公共的事業の指揮・統制にも参与する、広汎な権力を持つ団体であった。農会もまた地主、富農の利益団体で、県下の農村に対して大きな権力を掌握していた<sup>16</sup>。青年連盟は、商会、農会に協力者を得ることに成功し、建国工作の基盤を見出したのである。

### (3) 独立国家論への転回

このような工作と並行して、関東軍の方針は軍事占領から独立国家樹立へと大きく転換する。事変直後は、軍中央部の制止を受け宣統帝を頭首とする親日的地方政権をめざし、関東軍の占領案から大きく譲歩を余儀なくされた（1931年9月22日「満蒙問題解決策案」）。

<sup>12</sup> 平野健一郎「満洲国協会の政治的展開」『年報政治学 1972年』（岩波書店、1973年3月）241-242頁。

<sup>13</sup> 小澤征爾編『父を語る』（私家版、1972年）105頁。

<sup>14</sup> 片倉衷「満洲事変機密政略日誌」〔以下、片倉日誌と略記〕『現代史資料』（みすず書房、1964年）192頁。

<sup>15</sup> 小澤編『父を語る』163-164頁。

<sup>16</sup> 鈴木小兵衛『満洲の農業機構』（白揚社、1935年）412-413頁。岡部牧夫「植民地ファシズム運動の成立と展開—満洲青年連盟と満洲協和党」『歴史学研究』第406号（1974年3月）15頁。

しかし 10 月下旬から、新国家の計画が相ついで策定される。その名称は、満蒙共和国、満蒙自由国などとし、頭首も宣統帝に限るべきではないとされた。これらの原案とされるのは、青年連盟理事長金井章次によれば連盟が関東軍に提案した「満蒙自由国建設綱領」（10 月 23 日）であり<sup>17</sup>、この働きかけが関東軍の転回を決定づけたことになる。12 月末、陸軍省と参謀本部の間の協定案「時局処理要綱案」が策定され、北満を含む満蒙を「支那本土政府から分離独立した一政府の統治地域とし逐次帝国の保護国的国家に誘導す」という折衷的な方針が設定された<sup>18</sup>。

翌 1932 年、板垣が上京するに際し、関東軍司令官が与えた指示において、中国人協力者の向背を確実にするためにも名実ともに独立国家とし、首脳者に溥儀を充てるという中央部に対する要求が示され、3 月上旬に予定の国際連盟調査団の到着までに政府を設置することを目途とした。これを受けて陸、海、外三省協定案として「支那問題処理方針要綱」が決定された。これ以降、関東軍首脳により数次にわたり新国家建設のための幕僚会議（建国幕僚会議）が開かれ、2 月 24 日、国号、国首、国旗、年号が決定された<sup>19</sup>。これに先立ち、張景恵、藏式毅、熙洽、馬占山の四巨頭を中心とする東北行政委員会は発足し、2 月 18 日、中国本土からの独立を宣言した。3 月 1 日、この東北行政委員会が満洲国の建国を宣言したのである。

1932 年 3 月 1 日、建国とともに自治指導部は解散して、笠木は、執政直属の県自治指導員を指導統制し、行政府である国务院各部に助言を与える資政院の創設を提案したが松木 俠きたもつら法制担当者に容れられず、その任務は国务院隷下の資政局に継承された。資政局は地方自治の指導と建国精神の弘布宣伝を目的として創設され、総務、弘法の 2 処が置かれた。資政局の幹部は資政局長代行笠木良明、総務処長坂田修一、弘法処長八木沼丈夫、弘法処には庶務、対外、対内、調査の 4 科を置いた。あえて弘報処ではなく「弘法処」、つまり法を弘める処と名づけたのは、宗教家が法を宣布するプロパガンダという含意で、笠木の精神主義のあらわれであったとされる<sup>20</sup>。併設された資政局研究所の田口康信は、農本主義的村治運動の権藤成卿らと思想的関係があり、その手になる「指導原理案」は、まず満洲国自体に道義に立脚する王道国家を建設し、ついで中国、さらにインドを含む全アジアに道義的アジア連盟の結成によってソ連の共産主義、欧米の資本主義を抱擁し、道義的世界を創りあげるといふ説を強調していた<sup>21</sup>。

この弘法処が開庁早々取り組んだのは、国際連盟派遣のリットン調査団対策であった。

<sup>17</sup> 緒方『満州事変』227頁。

<sup>18</sup> 「片倉日誌」320-321頁。

<sup>19</sup> 同上、391-392頁。

<sup>20</sup> 満洲国史編纂刊行委員会『満洲国史—各論（下巻）』（満蒙同胞援護会、1970年）60頁。

<sup>21</sup> 同上、162頁。

1932年5月2日、一行の新京到着を前にして、満洲建国が住民の意思の「自然発生的発露」によることを実証するため、建国小史を編纂、調査団に提出した。さらに治安が回復し、人民は安居楽業の境に近づいていることを示すため、調査団来満と同時に各地で建国大運動会を開催することを令達した。日本の満洲国承認が実現しないなかで、満洲国側は、日本朝野に対する「認識是正と承認促進」を図るため、協和党と満洲青年連盟の14名（团长宇静縁）を日本に遊説隊として派遣し、一行は6月18日、奉天を出発、3班に分かれて主要都市を回り、7月16日に帰満した。ついで弘法処は、対日宣伝の方法として、満洲少女使節（日、鮮、満各2名）を派遣し、東京で斎藤実首相に鄭國務総理のメッセージを手交、大阪、京都、名古屋、福岡の各都市を歴訪して、新聞社、小学校、婦人会など各団体の歓迎会、座談会、ラジオ放送に参加するなどした<sup>22</sup>。

だが資政局は、総務庁、民政部、とくに中央集権体制の確立をめざす総務長官駒井徳三などと衝突、次第に在満日本人の不满分子の拠点と見なされるようになり、最終的に7月5日、関東軍は、設置からわずか4か月足らずで資政局の廃止、局員全員と県自治指導員32名の免官に踏み切った。ついで、自治県制および県官制が公布され、県自治指導員はすべて参事官として県公署の組織に入り、満系の県長を補佐することに改められた。県参事官の任務は、旧東北におけるこれまでの治政の跡を調べ、民情に即した施政を期すことであつた。1933年2月、ハルビンで北満の参事官会議が開催され、中央の民政部など各部代表も参加した。各県からは異口同音に県境方面の治安不良と県財政の窮乏を訴え、日常僻地において生命の危険さらされ、悪戦苦闘する現地側の悲痛な声があがった<sup>23</sup>。

帝政実施後の1934年3月、新京で初めての全国参事官会議が開催され、民政部と関東軍との折衝の結果、全国参事官約160名のうち約70名が代表として出席した。いずれの会議においても、中央における日系官吏の増加とともに日本式の法令の濫発となり、地方の実情や満系の習俗を無視した通達による官僚式行政に対し、県側が反発して中央の猛省を促す場面がしばしばであつたとされる。その後37年、中央地方の行政機構改革を機に県参事官を副県長に改め、県長を補佐する顧問的性格から事務的責任機関に移行するという案が軍、政府間で検討され、一部の参事官が反発して辞職したものの、同年2月、中央の民政部は廃止され、地方行政の監督事務は新設の國務院内務局に移り、あらたな県制によって県参事官制度は廃止された<sup>24</sup>。

---

<sup>22</sup> 同上、60-61頁。

<sup>23</sup> 同上、163-164頁。

<sup>24</sup> 同上、167、171頁。

#### (4) 協和会の結成

地方工作により中国人の協力勢力を得ることに成功した青年連盟は、関東軍の指示を受けて、協和党の設立に着手した。建国直後、青年連盟は解散し、独自に一国一党の政治体制をめざし協和党を結成する。同時に、軍の依頼を受けて北満の宣撫工作に従事することとなった。この従軍宣撫は中国専門家（支那通）として著名な本庄繁軍司令官が中国、満洲における勤務経験から主唱したとされる。どのような要領、技術に従って実施するのが問題となり、協和党のメンバーが松井太久郎参謀（第4課長・宣伝担当<sup>25</sup>）に尋ねたところ、日本陸軍にはそうした経験がなく教本などもない、「本庄閣下が支那軍隊の戦争経験からお考えになったことだ」という答えであった。このため国民党で従軍宣撫（中国軍隊における「従軍政治班」）の経験のある中国系職員に国民党や共産党の教範を参考に、工作要領、宣伝物の執筆を任せることになった。こうして「逆徒鎮定民心収攬要領」、「逆徒鎮定宣伝工作要領」等が作成された。同時に、彼らは戦後処理ばかりでなく日本軍の将兵に建国精神を伝え、地方民との融和を図る通訳の図るという役割も見出した。石原らはこの任務を司令部直轄とし、現地部隊から自立して協和党独自の立場で実施することを認めた<sup>26</sup>。この協和党は1932年7月、協和会として正式に発足するが、その間にも多数の工作員を派遣して地方工作を進め、協力的な勢力を得て、分会の組織をおこなった。

このように占領地における宣撫工作は、さまざまな民間団体によって実施された。しかし、1932年後半には軍みずから宣伝隊を編成した事例もある。関東軍作成の「宣伝隊勤務要領」によれば、宣伝隊は各討伐地区司令官の直轄機関であり、司令部に指揮宣伝班を控置し、専任の将校が隊長となった。宣伝班およびその指導にあたる指導班は「満洲国移動政治工作班」として行動し、次のような「政治工作」に任ずるものとした。「救恤、施療、無辜ノ遭難者ニ対スル吊慰〔中国語で弔問の意〕、輕易ナル傭役」。宣伝手段としては、布告、ポスター、ビラ、講演、懇談を活用することとした。この移動政治工作は、各県城における、治安維持、経済・社会的施策等の「固定政治工作」を支援することで協働を図るものとされた。この宣伝隊においては、現地部隊司令官の直轄とされていること、班長を軍人（中・大尉）が務め、それに満洲国政府、協和会等から派遣された日本人、中国人の班員が加わるという特色がある<sup>27</sup>。

一方大雄峰会系については、資政局の廃止後、その機能は国務院とくに総務庁に移管さ

<sup>25</sup> 後の満洲国指導を担当した4課とは異なる。松井は陸軍省新聞班から1931年9月転任。

<sup>26</sup> 小澤編『父を語る』261-262、265-267頁。

<sup>27</sup> 関東軍参謀部「関東軍宣伝隊」1932年11月（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。政府、協和会から派遣された宣伝員には日当を支給しないという規定があり、それ以外の要員も加入していたことを示している。

れることになり、総務庁秘書処新聞班、翌1933年4月には情報処に移行、さらに弘報処に継承された。

満洲国の統治体制の形成に際して、関東軍の法制顧問を務めた松木峯らに示唆を与えたとされる東京帝大教授、行政学者の蠟山政道<sup>ろうやままさみち</sup>は、建国工作下にある満洲国の政治組織を「吟味」して、次のように述べている。政治組織を技術的に考察するならば、それは組織の構成分子に関する規範ではなくて、「組織を生みだしたところの社会秩序または社会共同<sup>(ママ)</sup>態の生活能率の要素」として、つまり「道具」として見なされる。したがって、組織は与えられた対象として解釈されるべきではなく、むしろ「建設または改作の対象」として考察されなければならない<sup>28</sup>。さらにこの組織の指導原理としての善政主義あるいは王道主義は、単純な軍事問題ではない政治問題である治安維持と密接にかかわっている。

なぜなら、「一言にして云へば、『思想』も亦闘争力であり、物質力である」からであり、「何故に建国の肇めに当って、精神と原理との闡明を必要とするか。又その精神や原理を中心として展開する思想戦の機能は如何なるものであるか。……私は、ただ一つの答へとして、これが同じく治安維持と秩序設定の段階に属する政治組織の機能であると論じたいのである。何となれば、治安維持なることは究極的に於て住民の何等かの『承服』を必要とするからである」<sup>29</sup>。

注目すべきは、国家とは「建設または改作の対象」で、社会能率の道具であり、精神と原理の闡明あるいは思想戦が、秩序維持の効率を追求するという観点から要請されていることである。ここにはたとえば「国体の本義」における永遠不変の確固たる国家に背馳する社会観、国家観が表明されており、「物質力」と「思想」が等値され、ある種のイデオロギーが内面化される機制が重要なものとされている。

### (5) 小括

以上、関東軍による占領地行政の構想、ついで満洲事変後から建国に至る過程を宣撫・宣伝という観点から論じた。ここで当時の日本人の満洲に対する社会観、秩序観について次のことが指摘できるであろう。

張作霖・学良親子の奉天政権に対する日本側の批判として、一般に軍閥の「秕政」、「苛斂誅求」などの用語が散見されるが、日本の権益を正当化するためだけでは必ずしもないと思われる。1920年代に張政権は、満洲大豆の国際商品化によって巨大な外貨を獲得し、それを兵器購入に充て軍事的に急成長し、関内進出を窺うにいたった。この過程の背後

<sup>28</sup> 蠟山政道「政治」『満蒙事情総攬』（改造社、1932年）88-90頁。

<sup>29</sup> 同上、100-101頁。

には、政権が通貨を増発し、大豆等の特産品を収買し、輸出商に売却することで、兵器等の購入資金となるという経済過程がある。この流出した資金は満洲の再生産循環に回収されないので、インフレーションが発生する<sup>30</sup>。このため農民は貨幣収入（政権が発行する官帖）で、関内や日本等から輸入（移入）される十分な生活用品等を購入できないことになる。同時に奉天政権の紙幣（奉票）の価値下落は、日本の綿製品等の対満輸出を鈍化させ、張作霖排除への誘因となった<sup>31</sup>。満洲国の建国が迅速に進捗した背景には、張政権の庇護のもとで成長した民族資本的性格を持つ商工業者と旧来からの土地支配層との利益の対立、その経済政策によって打撃を受けた地主層の協力（たとえ消極的にせよ）があったことは確実である。この地主層の利益を代弁したのが于冲漢であった。

張政権に対する厳しい評価の一方で、中国の農村の自治能力に対する高い評価があった。王道を理論化した在野の中国研究者橋樸は、その代表的な論者であり、独自の中国研究を通じて官僚、高利貸、地主の三位一体からなる土豪劣紳を取り除きさえすれば農民は生得の自治能力を発揮することができると考えていた。このため、橋は関東軍に「ある地点までの頼もしい同行者<sup>32</sup>」として期待を掛けるのである。

こうした農本主義的な秩序観は、関東軍の占領地統治構想とも通底するものである。この構想自体は石原個人のインスピレーションによるところが大きい<sup>33</sup>、計画を策定する過程で、満鉄等の関係者の助力を得たことから、満鉄調査部に囑託として籍を置き若手社員に影響を与えた橋樸の中国社会観が反映されている可能性も否定はできない<sup>34</sup>。

この農本主義的な満洲社会観に接ぎ木されたのが、上記の蠟山政道によって代表されるテクノクラートの政治・社会観であった。この政治・社会観は、第一次世界戦争という総力戦において、宣伝による国民動員の要請が認識されたことを前提としている。また学術的にもウォルター・リップマン『世論』（1922年）、ハロルド・ラスウェル『世界戦争における宣伝技術』（1927年）の刊行という背景があった。

すでに確認したように、基本的には前者から後者へ、すなわち農本主義的社会観からテクノクラートの政治・社会観へと満洲国統治の重点は移行することとなり、それは石原、

---

<sup>30</sup> これを石田興平『満洲における植民地経済の史的展開』（ミネルヴァ書房、1964年）は官帖インフレーションと名付けた。安富歩『「満洲国」の金融』（創文社、1996年）27頁。

<sup>31</sup> 加藤陽子『満洲事変から日中戦争へ』（岩波書店、2007年）89頁。

<sup>32</sup> 橋樸「満洲事変と私の方向転換」『橋樸著作集』第2巻（勁草書房、1966年）17頁。

<sup>33</sup> 関東軍の占領地統治計画の詳細、および石原莞爾の軍事構想との関連については、紙幅の制限もあり本稿では十分に検討することはできなかった。他稿において論じることとしたい。

<sup>34</sup> 満鉄調査部に対する橋の影響力については、「満鉄調査部の思想的、ないし科学的系譜を考えると、橋樸に直接、間接に学恩あるものは非常に多い」との証言がある。また満洲事変後は橋を同人とする『満洲評論』への寄稿を通じて部員に対する影響力を強めたという。伊藤武雄『満鉄に生きて』（勁草書房、1964年）148頁。

小澤、橋らの失望につながっていく。次節以降、宣伝・宣撫工作が「弘報」という国家の機構として実施されていく過程について検討することにしたい。

### 2 情報機構の形成

#### (1) 総務庁中心主義と弘報処

満洲国の政治組織は四権分立制を採用して、中央政府は立法院、國務院、法院そして行政監察、会計検査を執行する監察院の四院によって構成された。國務院は唯一の國務大臣である國務総理大臣（執政時代には國務総理）と行政長官である各部総長（後に大臣）によって構成され、國務総理の指揮監督を受けて主管事務を掌握し（國務院官制第1・7条）、國務総理が必要と認めたときには任免のほか、各部総長による処分の停止または取消ができる（同第3条）こととされていた。國務総理への権限の集中の目的は、周知のように、國務総理が直宰する各部の「機密、人事、主計及需要ニ関スル事項」（同第8条）を処理するために設けられた総務庁およびその庁務を統轄する総務長官（一時総務庁長に改称）に権限を集中することにあつた。一方で、立法機関である立法院は、執政の有する立法権のうち法律案と予算案を審議して可決するだけの「翼賛」という権能を持つにすぎず、実際には開設されなかった。こうして、國務総理の補佐機関である総務庁が国政の中軸として、総務長官以下各処長に任命された日系官吏によって、重要政策を決定する体制が形成された。この「満洲国独特の革新的な組織」によって、たとえば予算編成（主計処）、人事（人事処）、営繕需品（需用処）など、国政の軸心である「人、物、金」の三権を集中管理した<sup>35</sup>。

この時期には、満洲国内では馬占山の反乱、蘇炳文の事件、湯玉麟の離反などが相つぎ、対外的にはリットン調査団の来満、中国の反日満宣伝などに対処する宣伝工作は喫緊の課題であった。政府は、外交部に宣化司を新設、対外宣伝の機関として、宣伝、情報、文化連絡の諸事項を管掌させた。ついで1933年4月1日、総務庁に情報処を新設、処長は外交部宣化司長川崎寅雄の兼務とした。情報処は、各省に独自の機構を持たなかったため、文書などによる宣伝に頼るほかなかった。そこで情報処は、全国に組織を有する日満軍警、行政機関などの連絡協議機関である治安維持会の宣撫小委員会の幹事を務め、治安維持にともなう宣撫工作を推進した。このほか情報処は、『宣撫月報』（月刊）、『満洲国概覧』（年刊）、『省政彙覧』などを刊行するとともに、各種宣伝、伝単（ピラ）などの作成、頒布を

<sup>35</sup> 『満洲国史』下巻、7頁。中央政府の組織および法制については、山室信一「『満洲国』統治過程論」山本有造編『「満洲国」の研究』（緑陰書房、1995年）を参照。

行った<sup>36</sup>。

この情報処については、「蘇連・外蒙・支那何れも独特しかも脅威すべき執拗なる宣伝力を持つ三つの国と境を接してゐる満洲国に於ての情報統制・宣伝組織の必要性は正に百パーセントであるに鑑み、国体の特異性に立脚して国外に対してはその厳然たる存在と健全なる発達とを紹介し、国内に対しては三千万民衆に国体の確認と五族協和を強調するために生まれた<sup>37</sup>」とされる。その業務は広汎で、弘報委員会、治安維持会に参画して、政府部内の情報統制、宣伝宣撫の全面的連絡を主宰するとともに、新聞、雑誌、映画などあらゆる報道機関、言論機関の指導助長につとめた。

1937年5月の国務院会議の決定にもとづき、7月1日に行われた総務庁の機構改革では、「政治分立の弊を排し行政を中心とする統一能動的強化」することが重点課題として掲げられ、各部局の横断的統制と対内対外の縦断的統制を国務総理大臣に帰属させることが目的とされた。具体的には、国務院の9部を6部に再編、統合し、外務局、内務局、興安局の3局が国務院外局として、国務総理大臣の直轄下に新設された。また外務局、内務局の設置は、総務長官による外交、地方行政の掌握にあり、「過渡期に於ける最も理想的な方法」とされた総務庁中心主義をさらに強化、発展させるという目的のもとで実行されたものであった。この機構改革は、このほかに「総務庁の計画統制機能を整備鞏化」、「統計、考査、情報、宣伝の計画統制を拡充」という課題を掲げ、35年に設置された企画処に「総動員の総括事務」を担当させるため総動員科を設けた。統計処も新たに資源調査の統轄事務を管掌して国家総動員計画と産業資源の計画的利用開発に関連する統計資料の整備に当たることになり、統計処と企画処の連携によって統計にもとづく人と物の総動員をめざす体制が構築された<sup>38</sup>。

このとき、従来の情報処は弘報処に改称され、元陸軍大佐で満洲国軍少将に転じた堀内一雄が処長に就任する。弘報処の業務としてとりわけ重要なものは、日満両政府の宣伝機関相互、そして中央と地方各省との縦横にわたる連絡、調整を行うことであり、宣伝連絡会議、弘報会議を主宰した<sup>39</sup>。また、直属外郭機関として、新聞、映画の指導統制を目的

---

<sup>36</sup> 『満洲国史』下巻、60-61頁。宣伝要員の教育訓練のために活用され、ほかに満（中国）文版の『弘宣』が発行された。堀内一雄「我が国における弘報業務について」『宣撫月報』第3巻第7号（1938年7月）14頁。以下、『宣撫月報』はすべて複製版『一五年戦争極秘資料集 補巻25 宣撫月報』第1-8冊（不二出版、2006年）による。

<sup>37</sup> 満洲国通信社『満洲国現勢』康德4（1937）年版、46頁。以下、『満洲国現勢』は、複製版クレス出版、2000年を参照する。

<sup>38</sup> 山室「『満洲国』統治過程論」93-95頁。

<sup>39</sup> 1937年の国務院官制第22条には、弘報処の以下のような所管事項が規定されている。（1）弘報機関の監理に関する事項、（2）宣伝の計画に関する事項、（3）宣伝の連絡統制に関する事項、（4）

として満洲弘報協会、満洲映画協会を管轄すると同時に、満洲放送協会、満洲観光連盟など文化機関の指導にあたった。弘報要員訓練講習会では、全国各省から宣伝要員日満系各1名を集め、宣伝実務にあたる人材の養成につとめた<sup>40</sup>。

この弘報については、かつては政治と軍事に包含され、「独立した作用」としては認識されていなかったが、第一次世界戦争が「欧洲の地図を塗り替へて以来、国家組織にも幾多の変更を見るに至り、且つ国家間の対立は武力的より多分に思想的様相を呈するに至り、国家宣伝は重要な政治となり、行政の一部門として」、明確な分野となった。満洲国では、建国工作与並行し変遷を見せ、行政機構が逐次整備され、治安確保圏内が拡大されるなかで、第一の課題は中央宣伝機構を整備することであり、その方針に従って行政機関を通じて宣伝を実施し、人心安定のため中央から宣撫班、救済員を派遣して、「日本真意の何たるかを知らぬ民衆の頑なな心を和らぐる」ための工作が実行された。この工作は、あるときは討伐と並行し、あるときは治安工作と並行して行われた。この後、宣伝機構の組織化、体系化、すなわち政府機構、外郭団体、宣伝要員の養成訓練が課題となる。政治は行政の浸透によってはじめて効果を上げるのであり、宣伝は重要な行政の一部を為し、これによって真の行政の浸透が可能となることが述べられている<sup>41</sup>。

空席となった弘報処長を兼務した、総務庁次長神吉正一は、1939年各省広報主任者連絡会議において「建国精神と云ふものも勿論これは自然発生的に出来たものではなくして建国早々の際にひとつの『エリメント』として掲げられたものでありますので、これを国民全般に周知徹底させることを作意的に積極的にやらなければならぬ」、これによって「国家の真の基礎が愈々強化される」として、弘報の重要性を指摘した<sup>42</sup>。

1940年に策定された中央地方行政合理化要綱にしたがって、民政部、治安部、交通部、外務局から文化指導、出版物などの検閲、放送の管制、対外宣伝などの事務を接收した。そして同時に、「従来の監理科、宣伝科、情報科を弘報部門の積極的指導統制を強化徹底せしむるため」、機構改革を行い、宣化、地方、情報、新聞、放送、映画の各班を置き、宣伝機関の指導統制に加えて「先導的、枢軸的、機動的の三現業的業務」の遂行を図った<sup>43</sup>。

---

重要な対外宣伝の実施に関する事項、(5) 情報に関する事項。『満洲国現勢』康德5 (1938) 年版、55頁。

<sup>40</sup> 同上、56頁。

<sup>41</sup> 高橋源一(総務庁事務官)「弘報行政論—満洲国弘報行政を中心に」『宣撫月報』第3巻第9号(1938年9月) 16、26-29頁。

<sup>42</sup> 神吉正一「各省弘報主任者連絡会議における挨拶」『宣撫月報』第4巻第1号(1939年1月) 63頁。

<sup>43</sup> 『満洲国現勢』康德8 (1941) 年版、92頁。1941年1月施行の新官制に示された所管事項は、次のように多岐にわたる。(1) 世論の指導、(2) 文芸、美術、音楽、演劇、映画、唄片及び図書の普及、(3) 重要政策の発表、(4) 弘報機関の指導監督、(5) 宣伝資料の統制、(6) 出版物、映

こうして、弘報処は「総務庁随一の一大官処」と呼ばれるまでに拡充されたのである<sup>44</sup>。

## (2) 協和会の変容

このような宣伝機構の整備には、政府と協和会の関係の変容がかかわっている。1932年8月、関東軍首脳顔ぶれが大幅に入れかわり、軍司令官は本庄繁中将から武藤信義大将に交代、参謀長には橋本虎之助少将に代わって小磯国昭中将（前陸軍次官）が就任する。同時に石原莞爾、片倉衷、和知鷹二、竹下義晴など、板垣征四郎を除いて満洲事変から建国を主導した参謀が転出した。これによって、関東軍はいわば格上げされ、陸軍中央は満洲国統治の主導権を確保したとされる。

協和会は、小磯参謀長の指導によって、帝制を推進することになり満洲国唯一の政治団体になると同時に、政府と協和会の一体化が進められた<sup>45</sup>。まず第1回の1934年9月改組では、総務庁次長の阪谷一希が協和会中央事務局次長を兼任、政府各部の総務司長が中央事務局委員を兼任するとともに、協和党準備時代以来の山口重次、小澤開作は委員を辞任した。第2回の36年7月改組は、日本の治外法権一部撤廃にともない、協和会内における日本人の実質的優位の再確認と国家総動員体制の準備が目的であった。この改組に当たって、阪谷は協和会を全国民の組織体として運営すべきこと、組織方針としてすべての民族、職業、階層にわたる組織網を作ることなどを協和会拡大強化のための指導方針とした<sup>46</sup>。

国民動員の任務は、1936年7月の改組とともに改定された協和会綱領の第5項において「国民動員を完成し」と明記され、組織工作について「全国民を動員し訓練し組織し、官民一致、上下一体の渾然たる国民的組織体を結成す」という工作方針が決定された。協和会の国民訓練、国民動員に関する活動としては、青年訓練所、青年訓練指導員講習所の創設、青少年組織大綱によるすべての青少年の協和青年団、協和少年団への統合、一元化

---

画、唱片（レコード）、その他の宣伝物の取締、（7）放送事項及び報道通信の指導取締、（8）情報、（9）その他対内外宣伝に関する事項。武藤富男『私と満洲国』（文芸春秋、1988年）333頁。

<sup>44</sup> 『満洲国現勢』康德9（1942）年版、62頁。

<sup>45</sup> 小磯国昭は従来から協和会否定論者とされ、1932年9月、協和会に対抗する大満洲正義団を結成させたが、在満日本人とりわけ中央政府官吏と地方県参事官の対立が表面化すると協和会に民間団体を管轄させる方針に転換した。平野「協和会の政治的展開」264頁。

<sup>46</sup> 『満洲国史』下巻、87、96頁。1936年9月の植田謙吉関東軍司令官の声明は、このような内容を明確にしたものであり、「……建国精神の政治発動顕現は満洲国政府に抛り、其思想的、教化的、政治的实践は協和会に抛るべく民意の暢達之に依りて期すべし。従つて協和会は政府の従属機関に非ず、政府の精神的母体なり、……真の協和会員が政府に入り又は野に在りて政治経済を指導し建国精神を以て全国民の動員を完成する時、王道政治の実現は期待せらるるべし」（101頁）と述べられている。

を挙げることができる。また、37年8月には国務院訓令によって協和義勇奉公隊が結成され、協和会の指揮下で、奉天、ハルビンなど重点地域において民間警備、動員および訓練を実施した<sup>47</sup>。このように、37年の日中戦争開始以降、協和会は政府との一体化を進め、関東軍の兵力低下にともなって治安維持、宣伝工作に重要な役割を果たしたのである。

宣伝・宣撫工作上は、この両者の関係について、以下のように説明されている。「ナチス、ファシヨ等は最初に於ては自己の党派の持つ所の思想を以て思想戦を行ふ場合の宣伝並びに自己の党派の発展のために宣伝を行ひ、一度び政権を乗取つた場合に於ては更に新しく行政の浸透の宣伝を行う様になって居る」。ところが満洲国においては、その発展の経過がこの諸国とは異なり、「協和会の方面の発達が他の諸国の思想団体の発達の様にはまだいつてないうちに政府の方が先にできたといふ形」になり、政府として宣伝機関弘報処を設けた<sup>48</sup>。そして両者が不可分の関係において建国精神の徹底と王道政治の実施に万全を期したいとしているが、この説明自体が協和会の機能を完全に政府が包摂したことの証左というべきだろう。

このような政府と協和会の一体化のなかで、1937年当時、総務庁主計処長古海忠之（大蔵省出身）が協和会指導部長を兼任しており、その古海に加えて、民政部警務司長から協和会総務部長に就任していた甘粕正彦（元憲兵大尉）の要請に応じて、司法官出身の武藤富男は法制処在任のまま協和会宣伝科長に就任した。協和会において武藤は、音楽、演劇を通じた宣伝、協和会行進曲、協和会制服制の制定などに携わり、38年5月、弘報処参事官に転出することになり、39年3月、総務長官星野直樹の抜擢によって武藤は弘報処長に就任する<sup>49</sup>。この時期には通信、新聞、映画などの実施機関の整備を受けて、宣伝の実施よりも情報宣伝計画の樹立、媒体機関の指導監督に重点を置き、政府のスポークスマンとしての役割を負うことになった。武藤は、就任に際して「弘報処は将来ますます国策の中心に入り込み国策を充分理解した上、これを民衆に浸透せしめ、かつ全満的に宣伝網を確立、戦時態勢に備へるやうに努めなければならぬ」という談話を発表した<sup>50</sup>。

<sup>47</sup> 平野「協和会の政治的展開」272頁。

<sup>48</sup> 「巻頭言—弘報処と協和会の弘報科との関係に就て」『宣撫月報』第3巻第9号（1938年9月）1頁。

<sup>49</sup> 武藤『私と満洲国』244-245頁。これについて、武藤は「大蔵省出身者でない私が星野長官に認められた事情についてはキリスト教信仰が契機となっていた。満系国民に対する弘報宣伝を行うに際し、私が心のうちに秘めた信仰的愛情をもって、軍の激しさを中和するように期待したのかも知れない」と回想している（同）。

<sup>50</sup> 「武藤処長新任さる」『宣撫月報』第4巻第4号（1939年4月）320頁。

武藤の履歴については、「明治37年生れ、本年とつて36歳の青年処長で、昭和2年東大法学部法律学科を卒業、在学中に高文司法科に合格、卒業するや直ちに司法官補となり、横浜地方裁判所及び同検事局を振出し、爾来横浜、東京、長野各地方兼各区裁判所判事を歴補、康德元年4月満洲国入をして同2年3月法制処参事官となり満洲国各種法律の編纂に努めたが、一昨年政府機構改革直後転

### (3) 弘報処の拡張

大東亜戦争勃発とともに、弘報処は関東軍司令部と連絡して戦時弘報方策を確立、中央地方の全官庁組織を動員し、諸媒体を通じて、国民の戦意の高揚を図り、戦力増強、戦時生活の確立などを呼びかけた。1942年8月に施行された官制では、弘報処の機構改革が行われ、参事官室のほかに、第1班（人事、会計、文書）、第2班（新聞、放送、映画、雑誌などの指導）、第3班（検閲）、第4班（重要行事宜伝、口頭宣伝隊）、第5班（芸文団体及び芸文家の指導）、第6班（弘報要員の訓練）、第7班（弘報機関および弘報資材の監理、記者考試、記者登録）、第8班（内外情報）の各班から構成された<sup>51</sup>。

しかしながら、「大東亜共栄圏の建設が愈々本格化されるに至った今日」、宣伝機関およびその宣伝力の数段の拡充強化はもっとも急速に遂行されなければならないが、現状は新聞発行数約60万、ラジオ聴取者約45万、映画館数約180という貧弱な状態で、このうち2分の1ないし3分の1は日系が占めているという寒心すべき実情であった。「尚民度の低いしかも複雑な民族を抱擁している我が国情」においては、新聞、ラジオ、映画などのみ頼ってはいは、弘報の目的は断じて達成することはできない。これら以外の「組織活動」が絶対必要であり、このため省、市、県、旗、街、村など行政機関の宣伝的機動能力の強化を必要とした。とくに「指導原理に基く高度の統制国家にしてしかも決戦体制下に於ては政治の如何なる部分と雖も凡そ宣伝なくしては寸分も進行し得ないのであつて宣伝は今日に於ては最早国民を啓蒙しつゝ国策を理解せしめ、さらに協力へと高める唯一の手段であると云ふよりも実に『政治即宣伝』『宣伝即政治』なのである」と述べられるにいたった<sup>52</sup>。

1943年5月、武藤は日本の情報局に転出、市川敏が処長となり、45年1月、島崎庸一がこれに代わった。こうして構築された弘報、プロパガンダの体制によって、運動は、とりわけ都市から遠く離れた地方をめざして展開されることになる。

### (4) 小括

さまざまな主体によって遂行された運動としての宣撫・宣伝工作は、いわゆる総務庁中心主義のもとで「弘報」として制度化された。日系官吏の拠点で予算編成、人事、営繕需

---

じて弘報処参事官及び協和会宣伝科長となり」、「司法省時代に既に数種の著書あり、来満後も十数種類の著作をものした」（同）としている。

<sup>51</sup> 「弘報処内の機構調整」『宣撫月報』通巻第62号（1942年7月）59頁。

<sup>52</sup> 岸本俊治（弘報処参事官）「決戦下再び地方弘報網の組織強化を高調す」『宣撫月報』通巻第60号（1942年5月）171-173頁。

品など重要政策を決定する総務庁において弘報処が設置されたのである。

日中戦争開始、太平洋戦争開始に際して、相ついで総務庁の組織改革が行われ、権限の一層の集中が図られるとともに、弘報処の権限、組織も拡張され、宣伝、新聞、放送、映画などの指導、監督を管轄した。中央、地方を通じた情報機構の形成は、日中戦争開始前後に一応その姿を整えた。山室信一氏は「人、物、金」よりも「私見ではむしろ情報と調査にもとづく弘報と企画による点こそ総務庁中心主義の特徴が見られ、それがまた満洲国統治の特徴を成しているのではないか」と述べている<sup>53</sup>。一方、一国一党によって政府を指導する政治力を有することが当初期待された協和会は政府と一体化し、官製団体化した。それとともに、小澤開作が華北に向かったように青年連盟時代からのメンバーの多くは満洲を離れざるを得なかった。

### 3 情報機構と地方支配

#### (1) 治安戦の推移

満洲国における地方支配は、保甲制を基礎として行われた。11世紀、宋代に成立した保甲法によれば、10家を1保、5保を大保、10大保を都保として住民に警備訓練を施して盗賊に備え、罪人を出したときには連帯責任を負わせた。一家に2人以上の成年男子がいれば、必ずその1人を保丁として供出し、兵事を習得させ、大保ごとに保丁5人を輪番に巡邏させた。明代になると、里甲制と保甲制が併用され、里甲制では里内の戸籍調査、課税、警察の事務を掌り、保甲制では10戸をもって1牌、10牌で1甲、10甲で1保として、自治制度であるとともに、警察の補助的機能を負わせた。この保甲制は、清朝期に全国的に普及し、民国時代には廃れはじめたとされる。満洲国においては1933年12月、暫時保甲法を公布、実施し、保甲制の組織、連座制の適用、自衛団の組織を規定して、相互監視、連座制によって地方の秩序を維持しようとした。保甲制度の運営の中心である保・甲・牌長は、旧支配層から選出され、保甲内の成年男子によって結成された自衛団とともに警察機構への取り込みを図った<sup>54</sup>。

その後、行政機能の向上、中央集権制の確立を図るため、1937年12月、治外法権の撤廃、満鉄付属地行政権の委譲に対応して、保甲制の廃止、勅令によって街制、村制を公布、施行した。この街村制では、街は市に準ずる都邑とし、村は主として農村部落を結合したものである。街村長以下吏員は原則として官選で、街には副街長、司計(収入役)、事務員、

<sup>53</sup> 山室「『満洲国』統治過程論」95頁。

<sup>54</sup> 『満洲国史』下巻、330頁。

村には助里員（助役）司計などを置いた。しかし、街村制への移行は十分な効果を上げることができず、41年にはふたたび自然発生村落の機能を重視して、保甲制下の牌に相当する国民隣保組織を確立することによって農村行政を強化しようとした。さらに協和会の分会と国民隣保を一体化することによって、行政機能の浸透を図ったのである。そして省長、副省長は協和会省本部長、副本部長に、県旗市長、副県市長、旗参事官は協和会県旗市本部長、副本部長に就任し、行政の末端組織を協和会に掌握させる一方で、41年の改組によって協和会は省本部、県旗市本部の段階では、政府の行政権力に完全に支配される体制、いわゆる二位一体制が形成された。しかしこれらの施策によっても県、旗の指導力は街村単位にとどまり、屯以下の隣保組織には到達しえず、さらに都市においては隣保組織の長に人を得ることが困難であり、既存の町内会との関係に混乱を来した。農村ではほとんど手が着けられず放置されたままであった。そこで43年12月、村建設要項を発表して、協和会および農事団体である興農会の運動基盤である屯に対する屯長の指導力を強化するため、屯の区域を面積、戸数にとらわれず地縁血縁関係の濃い自然発生部落を基礎とするように調整するとともに、興農会の区域と一致させ、屯長には人望ある篤農家を選任した。こうして各県における行政の企画、指導は逐次屯単位に重点を移し、農業生産の増大などに一定の効果を上げた<sup>55</sup>。

建国以来、地方とくに各県（旗）の行政の重点は、治安の維持であり、民心の安定を図ることであった。上述のように、各県参事官は、それぞれの治安維持会（当初は清郷委員会）で決定された方針にもとづき治安維持にあたったが、純然たる武力討伐（治票工作）から、政治工作（治本工作）、宣伝工作（思想工作）にいたるまでその工作は広汎なものであった<sup>56</sup>。県参事官は入県早々、既存の治安隊、公安隊など武力団体の収攬につとめ、県警察隊に編入することをめざしたが、とくに僻地では日満軍の力が及ばず、参事官みずから警察隊を率いて「兵匪」としばしば交戦し、殉職する者も少なくなかった。県参事官が副県長になってからもこの状況は続き、平時においては民間の武器回収、警察隊の装備強化、保甲制の実施、匪団の帰順工作などに追われた<sup>57</sup>。

1937年頃には治安肅正工作が一定の効果を上げ、武装闘争はほぼ制圧されたとされる<sup>58</sup>。しかしながら、36年末の治安部警務司の資料によれば、35年秋以来、中国共産党の策動

---

<sup>55</sup> 同上、193-194頁。

<sup>56</sup> 関東軍の治安戦に関しては、齋藤達志「満洲における関東軍の治安戦—満洲国の内なる対ソ戦」『陸戦研究』第645号（2007年6月）が詳しい。治本、治票とは、参謀武居清太郎太尉による造語とされる。

<sup>57</sup> 『満洲国史』下巻、195頁。

<sup>58</sup> 吉田裕「軍事支配（1）満州事変期」浅田喬二・小林英夫『日本帝国主義の満州支配』（時潮社、1986年）を参照。

は愈々熾烈化し、民衆の反満抗日思想を発揚し兵匪および「土匪」を糾合して東北抗日連合軍の名のもとに幾多の「軍匪団」を大同団結させた結果、その執拗な宣伝と行動は民心を著しく攪乱した。また建国以来反乱を繰り返した政治匪や散在する土匪団はほとんど抗日軍の組織下に、吸収、統一されるにいたった。そして、「匪団の推移として着目すべきは逐年量的衰退を見たるも反面に於ては質的向上を示せることにして、彼ら最近の動向は専ら我が治本工作に対する破壊行動に狂奔する一方反満抗日共産主義に名を藉りて民心の把握或いは攪乱に努め」、資源開発および民生の向上発展を著しく阻害し今なお匪民分離工作を貫徹することが出来ない状況であった。こうして「地勢と国策的見地とに依り治安肅正は平衡的發展を見る能はず現在における治安状況が一定地域に限定せられ悪化状態を継続せる」情勢であると認識されていた。このため、治安工作は治票工作与治本工作の協調的發展によって遂行されるものであるが、前者はつねに後者の推進力となるものであり、治票工作が治安肅正を直接の目的とするのに対し、治本工作は物的、人的資源開発はもちろん経済文化の発達を促し民度の向上を図り、その効果を具体的に示して治安悪化の防止を兼ねることが目的であると述べられている<sup>59</sup>。

1936年1月から6月までの統計では、匪賊現出実数累計 60,144（1回平均現出数 41）名に対して討伐出動人員（日満軍警合同討伐および警察、自衛団独自の討伐を含む）238,406（1回平均出動数 45）名にして匪賊射殺総数 2,076（月平均 346）名、捕虜 410（月平均 68）名、負傷 2,742（月平均 457）名を数えた。帰順は3月以降北満地区で実施した特別帰順工作および日満軍、協和会、警察などの実施したものを加えて、1月から6月までで2,300名であった。これらは「治票工作の顕著なる発達を証左するもの」とされているが、一方、治本工作は、集団部落の増設、清郷工作、街村制とともに施行された村落における警察補助機関自衛団の訓練強化および銃器回収、警備道路通信施設の発達などによって、行政機能発揮に直接貢献するものとされた<sup>60</sup>。

このような困難のため、治安工作は宣伝宣撫工作の協調的發展に大きく依存することとなった。「治票工作の徹底を期せんとするも住民の意向之に伴はざれば或は匪団を意外に利用することあるべく、自衛団を訓練強化し治票工作の第一線の活動をなさしめ市街村防衛の実を得んがためには義勇奉公、自治的精神の涵養を必要とすべく、之がためには建国精神の浸透と王道発揚の精神指導に傾注すべく、権力的強制のみにては有名無実の弊あるともその真価並に目的達成は望まれ難し」としている。だが現実には、建国後なお日浅く、民心の動向一定せず、「日本帝国に依る領土の侵食なりと思惟し、或は資本主義的産業資源の独占搾取なりとするもの、又は民族に対する帝国主義的権力拘束なりと考へ及ぶものなき

<sup>59</sup> 治安部警務司「治安と警察及宣伝について」『宣撫月報』第3巻第10号（1938年10月）16-17頁。

<sup>60</sup> 同上、20-24頁。

とせず」、さらに「共匪の跳梁宣伝は民心の帰趨を誤らしめ」、僻辺の住民が匪団に追隨して食糧の調達を可能にしていた。これに呼応した「蘇連の全国赤化運動の魔手は中国共産党に依る直接接触手となりて、反満抗日共産化に邁進しつつ」あり、とくに「北満地区国境方面における住民が一種の恐蘇熱にかゝれる傾向あるは蘇連の示威宣伝がいかにも民心に重大な影響を与えつゝあるかを証左するもの」であった。そしてこの傾向は辺境の地域において顕著であったが、同時に「人心の動揺、反動思想の誘發は概して風の早きに似たるものにして地域の如何によりてその進路を阻害さるゝものにあらず」と認識されたのである<sup>61</sup>。

この頃、朝鮮と接壤する間島省では、行政浸透工作について、1937年4月、「楊靖宇、陳翰章、崔賢、金日成、吳白龍、方振聲等各種思想匪団の跳梁は、其の後に於ける日満軍警当局必死の討伐にも不拘、依然終熄する事なく各地に蟠踞し、附近部落より暴虐きわまりなき処の物資の略奪、人畜の殺傷其他の総有匪行を敢行し居るのみならず」、ソ連の指導下に部落赤化工作を着々実施しつつあるとされ、住民のなかには彼らの宣伝に惑わされて消極的、積極的に「通匪行為」をなす者が続出して、「万一の場合は匪団に投合せんとする内意を有する者も相当数有るものと思量せらるゝ現状にある」と報告されている。このため、討伐に並行して民生復興と民生安定を図る宣伝・宣撫計画を樹立、一部は軍警と行動をとるに従軍宣撫班、一部は第二線の匪害地帯の事後宣撫班として派遣し、建国精神の理念浸透と民族協和精神の徹底的浸透を図り、あわせて「アジア思想ブロック」を結成して、「日満不可分関係黄色人種の団結と東洋平和確立の重大使命と今次聖戦の真義」を普及することをめざした<sup>62</sup>。

こうした実態は、関東軍の情報業務従事者の回想によれば、建国以来の満洲国の防諜、警護など保安機構は、はなはだ微温的、不徹底で、とくに北満に対するソ連などによる複雑な適性策謀は「恐らく傍若無人」の勢いをもってその暴威を逞しくしていたものと考えられていた。また漢民族に対する重慶および八路軍（共産党軍）連合の敵性工作は、満洲国の側背である西南地区から指向され、そのうち八路軍によるものは満洲国の東南地区における朝鮮独立党グループによる策謀とともに、直接間接にソ連に通じていた<sup>63</sup>。

## (2) 宣撫工作の実態

では、農村における宣撫工作はどのように行われたのだろうか。まずその「理論的根拠」

---

<sup>61</sup> 同上、28、29頁。

<sup>62</sup> 間島省公署「秋季肅正工作に伴ふ行政浸透工作」『宣撫月報』第4巻第10号（1939年11月）92-94頁。

<sup>63</sup> 西原征夫『全記録ハルビン特務機関—関東軍情報部の軌跡』（毎日新聞社、1980年）235-236頁。

は、「村落の有機的存在性並に村落民の国民民衆的な意識的活動こそ国家活動の内容の主役的分野であらう一切の国家的有機性の温床である」ことに求められた<sup>64</sup>。その実践については、「ラヂオ、新聞、雑誌は通り一遍の報道的な役目を果たしてくれる、それ以外に一村落の有識者並に小学校、街村公署の主導的生活者に急速に知解せしめる」ことが肝腎であった。治票工作という匪賊の壊滅工作が終わったとされた後、「防貧、あるいは廢人の救済、文盲者に対する識字運動」など、封建的村落では個人的な対人工作が重要であり、都会における器物化した実践は不必要である。宣撫者には、村落に深く分け入って、「土と共に生活する」、そして「愚鈍」「低能」「文盲」と見なされてきた農民たちと生活をともにすることが求められたのである<sup>65</sup>。

宣撫工作の実践の事例においては、「村落民の公的知識の普及」として、(1) 王道政治の理解、(2) 街村制自治の理解、(3) 公租公課義務の履行、(4) 各種団体並に組合精神の理解、(5) 公共生活の訓練が挙げられている。また「村落経済の更正」として、(1) 農業組織の改善、(2) 農村の自力更生、(3) 労力利用の研究、(4) 多収穫の奨励、(5) 肥料種苗其他農具等の改善自給奨励、(6) 土地利用の研究、(7) 協同的経営の奨励、(8) 副業の奨励、(9) 消費の合理化が挙げられている。そのうち「家庭生活の合理化」としては、(1) 衣食住の改善、(2) 悪生活の排除、(3) 台所の改善、(4) 衛生設備の施設改善、(5) 衛生思想の涵養、(6) 伝染病其他悪疫に対する観念の普及が示されている。このほかには、「精神並びに淳風良俗の発揚、諸式典の励行」などを行った<sup>66</sup>。このように、農村における治安維持の文脈で、生活の合理化と生産の規律化が要請されていることは注目すべきであろう。

1937年7月の日中戦争の開始後、このような状況のもとで、兵站基地としての満洲国における経済統制の強化、とりわけ農村での行政支配の進展が課題となった。この総動員体制の構築という要請によって、国務院における弘報処の設置と同時に、地方行政機関の弘報体制もまた整備された。各省において、省次長を委員長、各庁長(民生、警務、開拓)、協和会事務長を委員とする弘報委員会を設け、軍、憲兵隊、満鉄、特殊会社などとの横断的連携をめざすという方針が示された。同時に省官房庶務科に設置された弘報班は、弘報委員会常任幹事および専門の弘報要員のほか、各科から選定された班員によって構成された。省弘報班はそれ自体で活動するとともに、各県弘報要員を指揮して、県内の保甲、街

<sup>64</sup> 金子政吉「農村宣撫の実際」『宣撫月報』第4巻第3号(1939年3月)67頁。

<sup>65</sup> 同上、66、71頁。

<sup>66</sup> 深田袈裟吉(磐石県副県長)「農村宣撫の実際」『宣撫月報』第4巻第3号(1939年3月)51-53頁。

村、学校を通じて政策の浸透を図った<sup>67</sup>。

こうして農村への行政浸透が企図されるなかで、各省における弘報宣伝は実施されたのである。しかしながら、吉林省、通化省などにおける弘報組織図によれば、弘報活動の実施主体に行政官が指名されているのは市、県、旗までで、街村では主任者に保甲長が充てられ、小学校長、協会会務職員が要員に加わっているにすぎない。そして末端の行政単位である屯（部落）では、地方有力者が「優秀分子」として、弘報の実施にあたった<sup>68</sup>。すなわち、弘報においてもまた「地方自治」に全く依存していたのである。首都新京特別市が存在する吉林省において、こうした行政支配が行われたことから、おそらく北部各省や国境地帯では、行政権力の浸透はさらに表層的なものであった。

この地方の弘報体制について、実践の現場からは「いはゆる弘報宣伝の三大武器たる新聞、放送、映画」は結局都市の弘報武器にとどまり、県以下の地域には全く無力であり、「ポスター、標語、伝単、宣伝塔等々は紙がない、字が読めない、資材がない」という障害があるという報告がなされている。したがって、もっとも大切なのは、口頭宣伝であった。この任務を担ったのは、まず狭義の要員としての弘報要員であり、各村に1名、漸次2名、8名、そして隣組に1名くらいまで増加すべきこと、また要員のさらなる錬成を要すること、各学校に1名の弘報要員を置くことがもっとも望ましいことを指摘している。遊撃員は、覆面の裏からの弘報要員であり、一般民衆には秘匿的存在である。地方有力者、少なくとも1村1屯を把握できる人物で、口舌に長じて巧みに人心を収攬できる人物を接触によって獲得することが必要であるとされる。そのため弘報を職業とし、常時要員間の血の役目をし、息の使命を負う「弘報巡回員」を設けなければならない。巡回員は各県に2、3名を常置し、伝単を持ち、紙芝居を持ち、携帯時局写真を持ち、薬品を持って、屯から屯へ流れ歩く。村にあっては、村の盛り場で紙芝居をして、その傍らには時局写真展が立て並べられ、病人には薬を与え施療する。そして村の弘報要員と連絡を取り、2か月くらいに1回省または県に帰り工作の概要を語り、民情を報告し新しい工作要領を聞いて、また巡回の旅に出てゆく、「雄々しい弘報の戦士」である。さらに省弘報連絡委員会の所属機関がすべて参加する特別宣伝隊は、映画、園芸、講演、施療、施薬班すべて約30名で編成され、旗を立て、ビラを撒き、ポスターを貼りながら自動車に乗って、全省とくに農村辺鄙な地を工作して、その工作日程は、実に延べ70余日に達した<sup>69</sup>。

しかしながら、1940年にいたってなお、弘報処から地方の県公署に転出した「満系属官」

<sup>67</sup> 北安省公署「省弘報機構整備要項（案）」『宣撫月報』第4巻第7号（1939年8月）290-291頁。

<sup>68</sup> 吉林省公署「康徳7年度弘報方針」『宣撫月報』第5巻第2号（1940年2月）32頁。通化省公署「康徳7年度弘報計画要綱」『宣撫月報』第5巻第4号（1940年4月）37頁。

<sup>69</sup> 福田孝尋（通化省）「地方弘報と組織—弘報要員、巡回要因、遊撃員、特別宣伝隊について」通巻第73号（1945年1月）22-26頁。

からは、「県の弘報活動は全く仮死状態に陥入っている」、「ここに来て1ヶ年有余になるがまだ弘報股が活動した例を知らないし、予算面にも現れていない」と報告された。弘報処では、このような県弘報活動の不振の原因として、(1) 弘報の本質に対する無理解、(2) 弘報者の訓練不足、(3) 省弘報活動の不活発、(4) 弘報要員の頻々たる転任を挙げている<sup>70</sup>。

この時期に追求された行政支配の浸透とは、宣撫から弘報へと名目が変更されてはいるが、プロパガンダの支配のことを意味するにすぎない。すなわち、国家装置の希薄さが、国家のイデオロギー装置の存在を要請したと考えられる。その目的とは、表面的な政治的安定、同時に、住民の「承服」を得るうえでの効率を追求することであった。とくに地方行政支配が表面的なものにすぎず、村落の自生的秩序に大きく依存せざるをえないために、プロパガンダの支配が要求されたのである。

### (3) 総力戦と思想戦

日中戦争の開始に前後して、以上のように総力戦への対応が要請されると同時に、そのような目的に合致する知識が追究された。たとえば、頻繁に用いられる「思想戦」という語は、とくに満洲国において次の三つの意義を包含していた。まず「基本思想戦」とは、思想戦の基本として国民生活の原理を振起しつつ生活それ自体のなかに包蔵する情操的意欲的なものとして、自国の主義主張の優秀性への認識、内省的批判にもとづく。第二に「平時思想戦」とは、基本思想戦によって与えられた学説理論が対内的反省から対外的比較検討に進められ、他日の外国との戦争を意識し、その準備として行われるものであり、対立する世界観ないし主義主張を克服せんとする。さらに一歩進めたものとして、第三の「戦時思想戦」は、宣伝機関、宣伝組織の整備を要求すること切実であり、第一および第二の思想戦と関連して急速に発展を遂げんとするもので、戦時または戦前の急迫した環境においては、この意義の思想戦がもっともその真価を発揮する。この戦時思想戦は、武力戦と平行して、「自国の思想的総動員体制を国防的見地より強化し、国民の戦時に於ける信念を固からしめ、もって敵国の臨戦全機構の徹底的攪乱を期し得べき」ものであった。そして、「今日では平時戦時の明確なる区別は全く失はれ、戦争状態は常に平時より始まり、経済外交、思想各方面の深刻なる抗争葛藤は、経済戦、外交戦、思想戦として、常に連続して行なはれてゐる」のであり、各々の思想戦もまた渾然一体となって総合的活動をなす必要

---

<sup>70</sup> 高橋源一（弘報処参事官）「県弘報活動について」『宣撫月報』通巻第48号（1940年11月）2-9頁。

があるとされたのである<sup>71</sup>。

思想戦の対象たる思想は、個人思想の集積であるが、それは「国民の思想」であり、「民族の思想」は直接にはその対象ではないとされる。民族とは、「人種、地域、言語、経済、政治、文化等の諸要素が全部又は一部共通し、その世界観、人生観を等しくし、之が要因となつて互ひに結合し或ひは結合の意識ある社会集団」をいう。しかしながら、この民族の内部結合は一国家に属する国民のそれとは異なり絶対的なものではない。民族主義を構成する民族思想は、「単一国家にあつては結合の増大に影響し、複合国家にあつては減少に貢献してゐる」のであり、「今日の国家組織に於て依存せねばならぬのは、単なる民族乃至種族ではない」。ここで、今日の国家と呼ばれているのは、いうまでもなく複合民族国家のことである。さらにファシズムやナチズムに言及し、批判の対象とする。「サンヂカリズムとヘーゲルの国家論の融合たるファッショの種族即民族論も、政治的理論の実践性はあるが、科学的理論に合致せず、反講壇社会主義の合流たるナチスのナショナル・ソシアリズム（ステート・ソシアリズムに非ず）も、民主主義反対急にして、その科学性を閉却せる一種の人種主義民族論なりといはねばならぬ。要するに何れも国民以前の民族に執着を持ち過ぎる嫌ひありといふべく」、「而して国民を国民として取り扱ひ、民族の別を超越せる或ひは所謂八紘一字、或ひは所謂民族協和の精神に基づいて、共通の国民生活の原理を振起し、国家活動を旺盛ならしむるところの思想的基礎体系を形成しなければならぬのである」<sup>72</sup>。

このように思想戦の対象としては、民族は明確に否定され、国民そして、国家でなければならぬとされ、従来の民族国家にとどまらず、ファシズムやナチズムは、人種やナショナリズムへの過剰な依存や非科学性のために批判されている。そして、ナショナリズム、あるいは「科学性を閉却せる一種の人種主義民族論」に対置されるのは、八紘一字や民族協和という原理なのである。ここで重要なのは、国民国家（ネーション・ステート）の原理をまったく否定する論理が、平時、戦時を問わず不断に貫徹される「思想戦」の文脈で、提示されていることであろう。

しかしながら、このことは複合民族国家としての満洲国にとって、その存在の本質にほかならない。「満洲国は新しい。又物心に亘る習俗を異にする数箇民族より成る国家であるから、国民性というものが無い。国家成立の意義なり目的なりが多く国民に知られていない。……甚だしきは新国家が出来たといふことにすら明瞭な認識を持たない国民が少なしとしない。そこに国民性を作ることを、普及せしむる為の弘報事業が最も必要になる。」そ

---

<sup>71</sup> 須佐美芳男（満洲弘報協会）「思想戦体系私見」『宣撫月報』第4巻第8号（1939年9月）55-58頁。

<sup>72</sup> 同上、60-61頁。

して、複合民族国家においては各民族間の融合を図らなければならないが、同時にそれが弘報事業の要点であり、「弘報の成否は即ち満洲国国家の死活なのである」とされた<sup>73</sup>。

### (4) 小括

満洲国においては、わずか 13 年あまりのあいだではあるが、最後まで宣撫、宣伝、弘報という不断の運動によって国家としての外貌を保持した、あるいは、むしろ国家はそうした運動としてはじめて存立しえたのだと考えられる。宣伝・宣撫工作に従事した植民地支配者たちは、その複合民族国家の統治、とくに武力戦に並行する思想戦という要請のさなかに国民国家を否定する原理を見いだしたのである。

満洲国における国家体制について三谷太一郎氏は、「革新」のためのひとつのモデルとなったが、そのイデオロギーが「1920 年代に確立された日本の政治体制へのアンチテーゼを志向するものであったにもかかわらず（あるいはそれ故に）、日満イデオロギー・ブロックを貫通する国体論の支配下にあり」、「満洲国からの政治的逆流は、近衛新体制運動を促進したが、しかしそれは国体論におし止められ、日本国内の主流とはなりえなかった」と論じている<sup>74</sup>。しかしながら一方で、以上に確認したとおり、「国体論」なるものが「植民地」において深甚な変容を被ったことは指摘しておくべきである。

おわりに

本稿の主要登場人物の一人である小澤開作は、敗戦後川崎市で歯科医院を開業した。ベトナム戦争中の 1965 年暮れ、著名なオーケストラ指揮者となっていた子息を訪問する折、中曽根康弘の紹介によりワシントンでロバート・ケネディ上院議員に会見した。小澤は満洲事変と支那事変の比較から始め、2 万にも足らぬ関東軍が東北軍 30 万に対し、思想的には共産党と戦い、わずか半年で建国の基礎を築き得たのは、軍事行動の敏速果敢もさることながら、軍事行動に並行して匪民分離の政策をとり、農業、産業の保護等民生の安定を図ったためであった。それに対し、支那事変ではいたずらに軍事行動に偏向し、占領地域の民政政策を軽視、都市占領のみに専念し、広大な中国に軍隊を分散配置して戦線を膠着させ、蒋介石の退却戦術にはまり、毛沢東の遊撃戦術に陥り、自滅的苦境に陥ったのだと述べた。そして現在ベトナムにある米軍の状況が、援軍を増強し、多大な犠牲を払いなが

<sup>73</sup> 田村敏雄（民生部教育司長）「全体主義国家に於ける宣伝方針」第3巻第9号（1938年9月）2頁。

<sup>74</sup> 三谷太一郎「満洲国国家体制と日本の国内政治」『講座近代日本と植民地2—帝国統治の構造』（岩波書店、1992年）184、210頁。

ら、日中戦争当時の日本軍の苦境と同様ではないか、とただしたのである。続いて、自身の経験をもとに、持久戦の体制を整え敵の消耗を促すとともに後方における建設戦を戦いつつ、善政主義による民生の安定を図るべきだとしたのである<sup>75</sup>。

このように多くの満洲国関係者が異口同音に満洲事変における「成功」を指摘している。本稿においても満洲事変における、小澤ら満洲青年連盟の活躍、そして在満日本人が果たしたさまざまな役割について強調した。

しかしながら、近年の研究によれば、この成功の背景にはさらに複雑な要因がある。20世紀の満洲を特徴づけたのは国際商品として大豆であった。日露戦争後大豆の輸出のため、鉄道と馬車を基軸とする輸送網が急速に形成された。また大豆の収穫を前提として農民に融資を行う金融制度が発達した。こうした物流、金融の結節点として県城（県の中心都市）の経済的、政治的重要性が高まったのである。張作霖政権の急成長もまた大豆流通を物流、金融の両側面から掌握することで可能となった。中国本土の村落では、物流は広く分布した重層的な定期市網によって担われてきたのに対し、満洲では、県城あるいは鉄道駅が県全体の流通の独占的結節点となり、各地の農民がその中心地と直接取引したのである<sup>76</sup>。

満洲国経済史を専攻する安富歩氏は、満洲で少数の兵力で「面」を抑えることができたのに対し、華北ではより多くの兵力を投入しながら「点と線」しか支配することができなかった原因のひとつを、華北の市場システムが分散的で、ネットワーク型の定期市であったのに対し、満洲ではツリー構造の一極集中型であったことに求めている。つまり満洲では県城を押さえれば、下流に位置する農村を相当程度掌握することが可能であったというのである<sup>77</sup>。

満洲青年連盟は、占領地における宣伝・宣撫工作等、関東軍の政略を引き受けるなかで有力な協力者を各県城の商会、農会に得て建国工作の基盤を見出すこととなった。そして、当時の関東軍は、「満洲占領地行政の研究」に示されたように、分権自治を重視し、旧来の地域秩序を維持することで課税の軽減を図り、同時に効率的な統治を企図していた。この

---

<sup>75</sup> ロバート・ケネディは、ケネディ政権時代司法長官として1962年に設置されたベトナム問題に関する反乱鎮圧特別研究班（Special Group of Counterinsurgency）に主要メンバーとして参加しており、彼が反乱鎮圧（Counterinsurgency）という用語を考案したとの証言さえある。また同政権は農村における経済・技術支援、灌漑、道路建設などの対策を採りながら十分な成果を得られなかったとされることから、小澤の提言が有用であったのかは疑問である。以上、ケネディ政権のベトナム問題への対応については、松岡完『ケネディとベトナム戦争—反乱鎮圧戦略の挫折』（錦正社、2013年）を参照。

<sup>76</sup> 安富歩・深尾葉子編『「満洲」の成立—森林の消尽と近代空間の形成』（名古屋大学出版会、2006年）544-545頁。

<sup>77</sup> 同上、192頁。

ように満洲の地域的特性と、軍事行動前の関東軍の統治構想、そして関東軍にも影響を与えた満洲青年連盟等の民間団体の活動が適格的であったことが、きわめて迅速に満洲国が成立した大きな要因のひとつであったと考えられる。

実際 1934 年 4 月、関東軍は治安維持活動を満洲国軍・警察に委ね、一部地域を除いて対ソ戦を主眼とした集中配置に転換する<sup>78</sup>。また財政面からも、日満議定書にもとづく軍隊の駐留経費としての性格を持つ「満洲事件費」において、34 年度以降治安維持費は著しく低下した<sup>79</sup>。

満洲国成立後の地方支配に関しては、基本的にこの成功を踏襲したに過ぎない。本稿において跡づけた情報機構の展開は、行政権力の浸透を補うものとされたが、同時に弘報はそれ自体すなわち政治であるとも見なされた。さらにその弘報も機構の末端では旧来からの地方有力者に依存していたのである。逆にいえば、地方における効果的な行政支配をほとんど行わず、プロパガンダのみを実施したことによって、それなりに効果的な統治が実現したともいえるであろう。そうした背理、すなわちユートピア的秩序観と統治効率をめざす現実主義の併存は、すでに指摘したとおり、最初期の関東軍の統治構想のなかにすでに存在していた。しかしながら農業・鉱工業資源さらには労働力という人的資源の「収奪」を軸とする総力戦体制構築のための諸政策は、ユートピア的な「自治」を根底から破壊せざるを得ないはずである。そうした内在的危機が十分に現実化する前に、満洲国そのものが消滅したというべきであろう。

(防衛研究所戦史研究センター戦史研究室助手)

---

<sup>78</sup> 吉田「軍事支配(1)」107-108頁。

<sup>79</sup> 陸軍省編『帝国及列国の陸軍』1934年度。および大蔵省編『昭和財政史III 歳計』(東洋経済新報社、1950年)190-192頁。ただし、35年度以降対ソ在満部隊装備の強化のため、陸軍所管の満洲事件費は増加に転じる。国防範囲の拡張は、満洲事件費として毎年2億円超の国民負担を強いることとなった。